

石川県公報

平成 26 年 12 月 24 日 (水曜日)

号 外

(第 109 号)

目 次

規 則			
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1	○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (長寿社会課)	7
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	6		

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十六号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十五年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第3条関係)

給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200

16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600

	53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
	54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
	55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
	56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
	57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
	58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
	59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
	60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
	61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
	62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
	63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
	64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
	65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
	66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
	67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
再任	68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
用職	69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
員以	70	206,100	255,200	285,900	315,300	367,600
外の	71	206,500	255,800	286,700	315,800	368,200
職員	72	207,100	256,300	287,400	316,300	368,800
	73	207,700	256,600	288,200	316,600	369,200
	74	208,400	257,000	289,000	317,100	369,800
	75	209,100	257,500	289,800	317,600	370,400
	76	209,900	258,000	290,600	318,100	371,000
	77	210,200	258,600	291,200	318,300	371,400
	78	210,900	259,000	291,800	318,700	372,000
	79	211,600	259,500	292,300	319,100	372,600
	80	212,300	260,000	292,700	319,500	373,200
	81	213,000	260,300	293,100	319,900	373,600
	82	213,700	260,600	293,600	320,300	374,200
	83	214,400	260,900	294,100	320,700	374,800
	84	215,100	261,200	294,600	321,100	375,400
	85	215,800	261,400	295,000	321,400	375,800
	86	216,500	261,800	295,600	321,800	376,400
	87	217,200	262,100	296,200	322,200	377,000
	88	217,900	262,400	296,800	322,500	377,600
	89	218,400	262,600	297,100	322,800	378,000
	90	219,000	262,800	297,600	323,200	378,600

91	219,600	263,200	298,100	323,500	379,200
92	220,200	263,400	298,600	323,900	379,800
93	220,600	263,700	299,000	324,100	380,200
94	221,100	264,100	299,500	324,400	
95	221,600	264,500	300,000	324,700	
96	222,100	264,900	300,500	325,100	
97	222,700	265,100	300,800	325,400	
98	223,200	265,400	301,200	325,700	
99	223,700	265,600	301,700	326,000	
100	224,200	265,900	302,200	326,300	
101	224,800	266,200	302,600	326,600	
102	225,300	266,400	303,000		
103	225,900	266,700	303,400		
104	226,500	267,000	303,800		
105	226,900	267,200	304,100		
106	227,400	267,400	304,500		
107	227,900	267,700	304,900		
108	228,300	267,900	305,300		
109	228,500	268,200	305,600		
110	228,900	268,500	306,000		
111	229,400	268,800	306,400		
112	229,900	269,000	306,800		
113	230,300	269,200	307,000		
114	230,800	269,500	307,400		
115	231,300	269,700	307,800		
116	231,800	269,900	308,100		
117	232,100	270,200	308,400		
118	232,500	270,500	308,800		
119	232,900	270,800	309,100		
120	233,300	271,100	309,400		
121	233,700	271,200	309,600		
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		

	129		273, 200	312, 000	
	130		273, 500	312, 400	
	131		273, 800	312, 800	
	132		274, 100	313, 200	
	133		274, 200	313, 400	
	134		274, 500		
	135		274, 800		
	136		275, 100		
	137		275, 200		
再任用職員		191, 700	202, 900	225, 000	246, 200
					277, 900

別表第三の一級の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表三級の項中「8,400円」を「8,500円」に改める。

別表第七中

55	55	55	56	56	56	57	57	57	58	58	58	59	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

54	55	55	55	55	55	56	56
----	----	----	----	----	----	----	----

56	56	57	57	57	58	58
----	----	----	----	----	----	----

 に、

62	62	62	63	63	63	64	64	64	65	65	65	65	66	66	66	66
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

67	67	67	67	68	68	68	68	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	70	70	70	71	71	71
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

61	62	62	62	62	62	63	63	63	63	64	64	64	64	65	65	65	65	66	66	66	66	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

68	68	68	68	69	69	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	70	70
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に、

77	77	77	77	77	77	78
----	----	----	----	----	----	----

78	78	78	78	79	79	79	79
----	----	----	----	----	----	----	----

 を

76	76	76	76	76	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に、

30	30	31	31	32	32	33	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

29	30	30	30	31
----	----	----	----	----

31	31	32	32	32	33	33	33	34	34	34	35	35	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に、

39	39	39	39	39	40	40	40	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

41	41	41
----	----	----

 を

38	39	39	39	39	39	39	39	40	40	40	40	40	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に改める。

附 則
(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県技能労働職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年石川県条例第二十号)附則第二十九項から第三十一項までの規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改め、「政令」という。)の下に「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「旧令」という。)」を加え、同項イ中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、「又は衛生検査技師免許証」を削り、同項ロ中「第三条」を「第一条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項ハ中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項ニ中「第六条」を「第四条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項ホ中「第七条第二項」を「第五条第二項」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項ヘ中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項ト中「第八条第五項又は第九条」を「第六条第五項又は第七条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同項に次のように加える。

- チ 旧令第五条第二項に規定する衛生検査技師の名簿の訂正の申請書
- リ 旧令第六条に規定する衛生検査技師の名簿の登録の消除の申請書
- ヌ 旧令第七条第二項に規定する衛生検査技師の免許証の書換交付の申請書
- ル 旧令第八条第二項に規定する衛生検査技師の免許証の再交付の申請書
- ヲ 旧令第八条第五項又は第九条の規定により返納する衛生検査技師の免許証

第二条の表十五の項の次に次のように加える。

<p>十五の二 特例条例第二条の表十六の二の項に規定する難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「省令」という。)の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請に係る書類</p> <p>ロ 法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請に係る書類</p> <p>ハ 法第十一条第二項の規定により返還する医療受給者証</p> <p>ニ 省令第十三条第一項の規定による申請内容の変更の届出に係る書類</p> <p>ホ 省令第二十六条の規定による医療受給者証の再交付の申請に係る書類</p>
--	---

〈 省令第二十七条第三項の規定により返還する医療受給者証 〉

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護支援専門員の配置等に関する基準)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、一以上の員数の介護支援専門員であつて常勤であるものとする。

2 前項に規定する員数は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(電磁的方法)

第三条 指定居宅介護支援事業者は、条例第六条第三項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 条例第六条第三項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(モニタリング等)

第四条 条例第十五条第十三号の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

二 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第十五条第十四号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 要介護認定を受けている利用者が介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 要介護認定を受けている利用者が介護保険法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(利用者に関する市町村への通知)

第五条 条例第十八条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(準用)

第六条 第二条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第二条第一項中「第四条第二項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第四条第二項」と、第三条第一項及び第二項中「第六条第三項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第六条第三項」と、第四条第一項中「第十五条第十三号」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十五条第十三号」と、同条第二項中「第十五条第十四号」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十五条第十四号」と、第五条中「第十八条」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十八条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。